

実践的なリスク回避策を検討！

# 就業規則の見直し、 不利益変更の実務ポイント

「時間外労働の上限規制」や「同一労働同一賃金」に代表される働き方改革関連法やポストコロナに対応するため、企業は従業員の勤務形態や待遇の見直しが急務になっています。「就業規則を改定したい」「賃金を見直したい」等、労働条件の変更の必要性は日々生じています。しかし、制度や運用の変更では「労働条件の不利益変更」の問題が発生することがあります。「不利益変更」に該当する場合、対応方法を間違えると、違法となって法的紛争のリスクが発生します。不利益変更とはどのようなものか、正確に理解することで、就業規則の見直しや労働条件の不利益変更を円満に行うことができます。本セミナーでは、労働条件を不利益変更するためのポイントを分かりやすく解説いたします。



日時

2022年7月21日(木)  
14:00~16:30

講師

社会保険労務士法人キラリス  
特定社会保険労務士 前川 慎也

会場

神戸国際会館8階 804号室  
(神戸市中央区御幸通8-1-6)

■略歴／平成19年に社会保険労務士法人キラリスに入所。現在は人事労務部門担当者として、経営者の方が本業に力を注げるよう、就業規則、賃金制度、評価制度、人事労務・社会保険面をサポートし、社員向け研修も実施。企業が抱える様々な組織課題の解決に取り組む。公式YouTubeチャンネル「キラリスTV」による情報発信、商工会議所や経営者協会等で多数の講演実績がある。

## セミナー内容

### 第1部 就業規則による労働条件の変更

- ・就業規則の不利益変更とは
- ・企業側の変更の必要性とは
- ・就業規則の不利益変更の手続要件

### 第2部 個別合意による労働条件の変更

- ・個別合意の成否
- ・個別合意の取消

### 第3部 企業再編と労働条件の変更

- ・合併と労働条件の変更
- ・事業譲渡、会社分割と労働条件の変更

### 第4部 個別労働条件の不利益変更

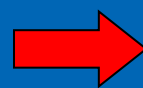
- ・定期昇給の凍結、基本給の減額
- ・賞与の減額、不支給
- ・諸手当の削減
- ・労働時間、休日の不利益変更
- ・福利厚生への削減

※上記以外にもお伝えしたい  
ことが多くあります。

申込はこちらの  
QRコードからどうぞ



お申込みは裏面より



# 参加申込書 (FAX :078-367-5234)



このまま FAXでお申し込み下さい。 社会保険労務士法人キラリス 行

2022年7月21日(木) 14:00~16:30

## 受講料

●一般…12,000円(税込)/1名様  
※受講料は下記の口座へ事前にお振り込み下さい。

●社労士法人キラリス  
顧問先企業……………無料

神戸信用金庫 本店営業部(001)  
普通 0718476  
口座名義 社会保険労務士法人キラリス

- 受講料が発生するお客様は、お振り込みをもちまして受付完了となります。
- お振込み手数料につきましては、お客様のご負担にてお願いいたします。
- 開催日1週間前を目途に「受講票」を郵送致します。
- ご入金後のキャンセルの場合、返金はいたしかねますので、ご了承ください。

## 定員

24名

※定員に達し次第、締切ります



【会場のご案内】 神戸国際会館  
神戸市中央区御幸通8-1-6 (JR、各線三宮駅から徒歩3分)

下記項目をご記入のうえ、FAXにてお送りください。

会社名	(フリガナ)	セミナー申込書入手方法について	
		・ダイレクトメール ・セミナー会場 ・その他( )	
住所	(フリガナ)		
	〒		
TEL		FAX	
受講者名		所属・役職名	E-Mail
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

## お問い合わせ先

社会保険労務士法人 キラリス / キラリス式賃金研究所  
神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル3F  
TEL:078-367-5233 FAX:078-367-5234

※ お申し込みはホームページからも可能です。⇒ <https://kiraris.or.jp> をご覧ください。